

平成 29 年 5 月 29 日

## 平成 28 年度における適正手続の遵守状況の総括

### 企業会計基準委員会

#### I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 30 条に基づき、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。
2. なお、本年度中に、適正手続規則第 29 条に基づき、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下、合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準に関する適正手続の遵守状況について、個別に報告を行っている。

#### 【日本基準】

- (1) 実務対応報告第 32 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（平成 28 年 6 月 17 日公表、平成 28 年 8 月 10 日に適正手続の遵守状況を報告）
- (2) 実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」、改正企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第 1 号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成 28 年 12 月 16 日公表、平成 28 年 12 月 21 日に適正手続の遵守状況を報告）
- (3) 実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（平成 29 年 3 月 29 日公表、平成 29 年 5 月 29 日に適正手続の遵守状況を報告）

#### 【修正国際基準】

- (4) 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（平成 28 年 7 月 25 日公表、平成 28 年 9 月 9 日に適正手続の遵守状況を報告）

## 11. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第4項から第13項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

### 審議テーマの決定

4. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言等及びASBJによる審議に基づいて行われた（適正手続規則第22条第1項）。
5. 平成28年7月4日に開催された第27回基準諮問会議において、「子会社、関連会社株式の減損とのれんの減損の関係」について新規テーマとして提言することとされた。

その後、平成28年7月13日に開催された第340回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされ、この提言を受けて、平成28年7月25日に開催された第341回企業会計基準委員会において審議された結果、新規テーマとして取り上げることにした。

6. また、基準諮問会議からの提言を受けて新規テーマとしたもののほか、適正手続規則第22条第3項に基づき、実務上の課題に対応を図る必要性から、「マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について」を新規テーマとした。なお、これは、平成28年7月13日に開催された第340回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受けたものである。

### 論点整理の公表

7. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

### 公開草案の公表

8. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

#### 【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」（平成28年4月22日公表、平成28年5月23日コメント期限）

- (2) 実務対応報告公開草案第 47 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」、企業会計基準公開草案第 58 号（企業会計基準第 26 号の改正案）「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 56 号（企業会計基準適用指針第 1 号の改正案）「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」（平成 28 年 6 月 2 日公表、平成 28 年 8 月 2 日コメント期限）
- (3) 企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（平成 28 年 11 月 9 日公表、平成 29 年 1 月 10 日コメント期限）
- (4) 実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（平成 28 年 12 月 22 日公表、平成 29 年 2 月 22 日コメント期限）
- (5) 実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」及び実務対応報告公開草案第 50 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 28 年 12 月 22 日公表、平成 29 年 2 月 22 日コメント期限）
- (6) 実務対応報告公開草案第 51 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」（平成 29 年 1 月 27 日公表、平成 29 年 3 月 3 日コメント期限）

#### 【修正国際基準】

- (7) 修正国際基準公開草案第 3 号「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の改正案」（平成 28 年 12 月 6 日公表、平成 29 年 2 月 6 日コメント期限）
9. 前項(1)(2)及び(6)については、第 2 項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
  10. 第 8 項(3)(4)(5)及び(7)に記載された公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

|                 | 適正手続規則                         | 第8項(3)<br>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)           | 第8項(4)<br>公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案) |
|-----------------|--------------------------------|--|---|
| 公開での審議          | 原則として公開(適正手続規則第7条第1項)          | 公開草案の公表まで、親委員会において5回、専門委員会において7回の審議が公開で行われた。 | 公開草案の公表まで、親委員会において9回、専門委員会において11回の審議が公開で行われた。   |
| 資料の事前送付         | 原則としておおむね1週間前に送付(適正手続規則第9条第1項) | 親委員会、専門委員会の2~3日前の送付となったケースが散見された。            | 同左  |
| 公開草案公表の議決の状況    | 委員総数の5分の3の賛成(適正手続規則第14条第1項)    | 出席委員全員の賛成                                    | 同左  |
| 公開草案の公表期間       | 原則として2ヶ月(適正手続規則第19条第3項)        | 2ヶ月  | 同左  |
| 公開草案に寄せられた意見の公表 | ホームページに公開(適正手続規則第19条第4項)       | 平成29年2月9日に公表した。                              | 平成29年3月14日に公表した。                                |

|     | 適正手続規則  | 第8項(5)<br>連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)等 | 第8項(7)<br>修正国際基準の改正案(案) |
|-----|---------|---|-------------------------|
| 公開で | 原則として公開 | 公開草案の公表まで、                                      | 公開草案の公表まで、              |

|                      | 適正手続規則                                   | 第 8 項(5)<br>連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）等 | 第 8 項(7)<br>修正国際基準の改正案（案）             |
|----------------------|--|---|---------------------------------------|
| の審議                  | (適正手続規則第 7 条第 1 項)                       | 親委員会において 4 回、専門委員会において 4 回の審議が公開で行われた。            | 親委員会において 3 回、作業部会において 2 回の審議が公開で行われた。 |
| 資料の<br>事前送付          | 原則としておおむね 1 週間前に送付<br>(適正手続規則第 9 条第 1 項) | 親委員会、専門委員会の 2~3 日前の送付となったケースが散見された。               | 同左                                    |
| 公開草案公表<br>の議決<br>の状況 | 委員総数の 5 分の 3 の賛成 (適正手続規則第 14 条第 1 項)     | 出席委員全員の賛成   | 同左                                    |
| 公開草案の公表<br>期間        | 原則として 2 ヶ月<br>(適正手続規則第 19 条第 3 項)        | 2 ヶ月  | 同左                                    |
| 公開草案に寄せられた意見<br>の公表  | ホームページに公開 (適正手続規則第 19 条第 4 項)            | 平成 29 年 3 月 14 日に公表した。                            | 平成 29 年 2 月 24 日に公表した。                |

### 企業会計基準等の公表

11. 本年度中に公表された企業会計基準等及び修正国際基準は、以下のとおりである。

#### 【日本基準】

- (1) 実務対応報告第 32 号「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（平成 28 年 6 月 17 日公表）
- (2) 実務対応報告第 33 号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い」、改正企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び改正企

- 業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成28年12月16日公表）
- (3) 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（平成29年3月16日公表）
- (4) 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び改正実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成29年3月29日公表）
- (5) 実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（平成29年3月29日公表）

【修正国際基準】

- (6) 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（平成28年7月25日公表）
12. 前項(1)(2)(5)及び(6)については、第2項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
13. 第11項(3)及び(4)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

|             | 適正手続規則                                     | 第11項(3)<br>法人税、住民税及び<br>事業税等に関する会<br>計基準                    | 第11項(4)<br>連結財務諸表作成に<br>おける在外子会社等<br>の会計処理に関する<br>当面の取扱い等   |
|-------------|--|---|---|
| 公開での審<br>議  | 原則として公開<br>(適正手続規則第<br>7条第1項)              | 公開草案の公表後、<br>親委員会において3<br>回、専門委員会にお<br>いて3回の審議が公<br>開で行われた。 | 公開草案の公表後、<br>親委員会において2<br>回、専門委員会にお<br>いて3回の審議が公<br>開で行われた。 |
| 資料の事前<br>送付 | 原則としておおむ<br>ね1週間前に送付<br>(適正手続規則第<br>9条第1項) | 親委員会、専門委員<br>会の2~3日目の送<br>付となったケースが<br>散見された。               | 同左  |
| 再公開草案       | 公開草案を再度公                                   | 再度公開草案を公表   | 同左  |

|                     |  |  |                        |
|---------------------|--|--|------------------------|
| の可否に関する審議           | 表す要請がないか検討（適正手続規則第 19 条第 5 項）  | する必要性の有無について審議が行われ、再公開草案の必要性はないことが了承された。 |                        |
| 企業会計基準等の公表に関する議決の状況 | 委員総数の 5 分の 3 の賛成（適正手続規則第 14 条第 1 項）  | 出席委員全員の賛成                                | 同左                     |
| 企業会計基準等の公表に関する賛成状況  | [企業会計基準及び修正国際基準]<br>賛成した委員と反対した委員の名前を記載<br>[企業会計基準適用指針及び実務対応報告]<br>委員会の出席委員数と賛成した委員数を記載<br>（適正手続規則第 14 条第 2 項） | 賛成した委員の名前を記載                             | 賛成した委員の人数を記載           |
| 公開草案に寄せられた意見と対応の公表  | ホームページに公開（適正手続規則第 19 条第 4 項）   | 平成 29 年 3 月 29 日に公表した。                   | 平成 29 年 3 月 29 日に公表した。 |

以 上